

「保険業法施行規則等の一部改正案」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	(保険業法) 別紙様式第 16号の17等	<p>少額短期保険業者の貸借対照表で保険契約準備金から契約者配当準備金あるいは社員配当準備金が削られているが、損益計算書では契約者配当準備金繰入額はそのままである。</p> <p>繰り入れた額は貸借対照表の負債には入らないのか。</p>	<p>少額短期保険業者の責任準備金は、保険業法施行規則第211条の46により、普通責任準備金、異常危険準備金及び契約者（社員）配当準備金の三者で構成されるものと規定されております。</p> <p>このため、保険契約準備金からは契約者（社員）配当準備金を法令規定に合わせ削除しましたが、この契約者（社員）配当準備金は、責任準備金に含まれております。</p>
2	(保険業法) その他	<p>保険会社の貸借対照表の価格変動準備金及び危険準備金の表示箇所を負債の部から純資産の部へ移すべき。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

以 上